

都市農村交流等交付金交付要綱

農林水産事務次官依命通知

制 定 平成20年4月1日付け19農振第1911号
最終改正 平成22年4月1日付け21農振第2449号

第1 農林水産大臣は、都市と農山漁村の共生・対流、都市農業の振興及び子ども農山漁村交流プロジェクト等を推進するため、広域連携共生・対流等対策交付金実施要綱（平成19年4月2日付け18農振第2119号農林水産事務次官依命通知）及び子ども農山漁村交流プロジェクト対策交付金実施要綱（平成21年4月1日付け20農振第2241号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施される事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助事業者に交付金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第2 第1に規定する事業に要する経費及びこれに対する交付率等は、別表に定めるとおりとする。

第3 別表の事業の欄に掲げる事業の予算科目については、都市農村交流等推進交付金及び都市農村交流等施設整備交付金の科目をいう。

第4 別表の事業の欄に掲げる事業に係る経費の相互間の流用をしてはならない。

第5 実施期間が複数年度にわたる場合の別表の事業の交付限度額は、広域連携共生・対流等対策交付金実施要綱第5により交付を行うこととされた同要綱第6の1の事業実施計画書の交付額及び子ども農山漁村交流プロジェクト対策交付金実施要綱第4により交付を行うこととされた同要綱第3の1の事業実施計画の交付額とする。

2 別表の事業の交付額（単年度交付額）は、次に掲げる式により算出した額を超えない範囲内とする。

$$\text{単年度交付額} = \text{交付限度額} \times A - B$$

A : 交付金が交付された年度の年度末における交付金対象事業の進捗率の見込み

B : 前年度までに交付された交付金の総額

進捗率 : 交付金対象事業の事業費に対する執行业務費の割合

3 交付金の交付後、事業の進捗率に変更があった場合、事業実施計画に記載された事項に反しない限り、当該年度に交付されるべき金額と交付された金額との差額については、次年度以降に調整することができる。ただし、当該年度に交付された交付金の額が、当該年度における変更された交付されるべき金額を超えない場合に限る。

第6 適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び規則第2条に規定する申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとする。

2 前項の申請書は、地方農政局長等（補助事業者の主たる事務所が北海道に所在する場合、農林水産大臣が直接取り扱うことが効率的かつ効果的である場合並びに別表の事業の欄1の（1）のア及びイ、（3）のイに掲げる事業にあっては農林水産大臣、補助事業者の主たる事務所が沖縄県に所在する場合にあっては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）。以下同じ。）に正副2部提出しなければならない。

3 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、各事業主体において当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないもの（事業主体に係る部分）については、この限りでない。

第7 規則第2条の規定による申請書の提出の時期は、毎年度補助事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長等が別に定める日までとする。

第8 補助事業者は、規則第3条第1号の規定に基づき地方農政局長等の承認を受けようとする場合には、別記様式第2号による変更承認申請書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

第9 規則第3条第1号イ及びロの農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表の軽微な変更の欄に掲げるとおりとする。

第10 補助事業者は、規則第3条第2号の規定に基づき地方農政局長等の指示を求める場合には、補助事業の遂行状況とともに、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由を記載した書類正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

第11 適正化法第12条の規定に基づく報告は、交付金の交付のあった年度の各四半期（第4・四半期を除く。）の末日現在において別記様式第3号により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

ただし、地方農政局長（補助事業者の主たる事務所が北海道に所在する場合、農林水産省農村振興局長が直接取り扱うことが効率的かつ効果的である場合並びに別表の事業欄1の（1）のA及びイ、

（3）のイに掲げる事業にあつては農林水産省農村振興局長、補助事業者の主たる事務所が沖縄県に所在する場合にあつては沖縄総合事務局長）が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。

第12 規則第6条第1項に規定する実績報告書の様式は、別記様式第4号によるものとし、正副2部を地方農政局長等へ提出するものとする。

2 第6の3ただし書により交付の申請をした補助事業者は、実績報告を行うに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して地方農政局長等へ報告しなければならない。

3 補助事業者は、実績報告の提出後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項により減額した場合にあつては、その金額が減じた金額を上回る部分の金額）を別記様式第5号により仕入れに係る消費税等相当額報告書を作成し、速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

第13 適正化法施行令第13条第4号の規定に基づく農林水産大臣の定める財産は、1件の取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

第14 規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物は、交付金の事業終了年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則で定める処分制限期間を経過しない場合においては、別記様式第6号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

第15 別表の事業の欄に掲げる事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、交付金の交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

なお、当該財産のうち第13に規定する財産及び適正化法施行令第13条に規定するその他の財産については、規則に定める期間内において、地方農政局長等の承認を受けて処分したことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

第16 補助事業者のうち一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人は、この交付金に係る交付金支出明細書（別記様式第7号）を作成し、別に作成する「国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類」に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付けて公開するとともに、交付金の交付を受けた年度の翌年度の6月末日までに1部を農林水産大臣に提出するものとする。

別表（第2、第3、第4、第5、第6、第11、第15関係）

事業	経費	交付率	軽微な変更	
			経費の配分	事業の内容
			次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更
1 広域連携共生・対流等推進交付金	<p>広域連携共生・対流等対策交付金実施要綱（平成19年4月2日付け18農振第2119号農林水産事務次官依命通知）第2の規定に基づいて行う次の事業に要する経費</p> <p>(1) 広域連携支援事業</p> <p>ア 都会の若者の長期農業等ボランティア活動の全国的な拡大</p> <p>イ 農村の空き家を活用した滞在型の農業体験から期間就農までの地域システムのモデル構築及び全国的普及</p> <p>ウ 都道府県を越えた都市と農村の交流を活性化させる先導的な取組</p> <p>(2) 府省連携等促進事業</p> <p>ア 都市部の商店街等と農山漁村を結んで展開する多面的連携を促進する取組</p> <p>イ 大学、環境団体、病院等と農山漁村との連携による新たな協働を促進する取組</p> <p>(3) 都市農業振興促進事業</p> <p>ア 都市農業の振興及び都市農地保全のためのモデル的取組</p> <p>イ 体験農園を通じた団塊世代の農的暮らし等の全国的な拡大</p> <p>ウ 都市部において都市の空闲地を活用した市民農園開設を促進する取組</p> <p>エ ITを活用して利用者に農園の状況等を情報発信するタイプの市民農園開設を促進する取組</p>	定額		<p>1 事業主体の変更</p> <p>2 事業内容の新設又は廃止</p>
2 広域連携共生・対流等整備交付金	<p>広域連携共生・対流等対策交付金実施要綱（平成19年4月2日付け18農振第2119号農林水産事務次官依命通知）第2の規定に基づいて行う次の事業に要する経費</p> <p>(1) 都道府県を越えた広域的な連携の先導的な取組の実現並びに都市と農村との間の交流環境の整備及び当該交流を通じたアグリビジネスの推進に必要な施設等の整備事業</p> <p>(2) 都市部での農業振興に必要な施設等の整備事業</p> <p>(3) 特認事業</p> <p>(4) 施設等整備附帯事業</p>	定額 (1/2以内)		<p>1 事業主体の変更</p> <p>2 工種又は事業種類の新設又は廃止</p> <p>3 設置場所の変更</p>
2 子ども農山漁村交流プロジェクト対策交付金	<p>子ども農山漁村交流プロジェクト対策交付金実施要綱（平成21年4月1日付け20農振第2241号農林水産事務次官依命通知）第2の規定に基づいて行う次の事業に要する経費</p> <p>(1) 受入モデル地域体制整備事業</p> <p>(2) 連携活動等強化促進事業等</p> <p>ア 連携活動等強化促進事業</p> <p>イ 安全管理対策等強化事業</p> <p>(3) 地域リーダー等育成事業等</p> <p>ア 地域リーダー等育成事業</p> <p>イ 体験プログラム等普及促進事業</p> <p>(4) 農業体験活動周年化モデル構築事業等</p> <p>ア 農業体験活動周年化モデル構築事業</p> <p>イ 新グリーン・ツーリズム等支援事業</p>	定額		<p>1 事業主体の変更</p> <p>2 事業内容の新設又は廃止</p>